

聴覚障害の認定方法に関する検討会(第2回)	
平成26年9月2日	資料3

2014年9月2日

聴覚障害の認定方法に関する検討会
構成員各位

(一社) 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会
理事長 新谷友良

聴覚障害の認定方法に関する意見

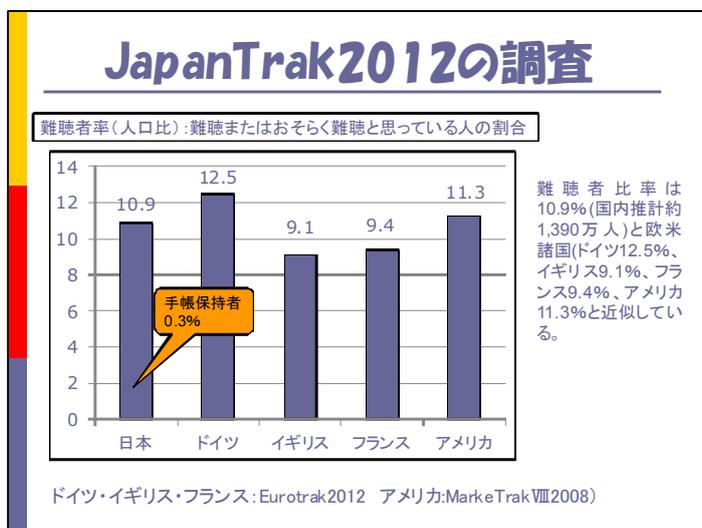
「聴覚障害の認定方法に関する検討会」でのヒアリングの機会を与えていただきましてありがとうございます。障害認定方法の在り方に関する議論は障害の範囲の問題と密接に関連します。我が国が1月20日に批准した障害者権利条約は、障害を「機能障害を持つ人と社会的障壁との相互作用に求める」考え方を採っています。障害の認定方法の見直しは聞こえに困難を抱える多くの人を福祉サービスの対象とする方向で検討されるべきであり、新たな検査方法を導入することによって、聴覚障害に認定される人の範囲を狭めることは容認できません。聴覚障害者の範囲の問題は当団体が設立以来「デシベルダウン運動」として悲願として取り組んでいる課題です。以下、聴覚障害者の範囲・等級とその認定方法について意見を述べさせていただきます。

記

1. 聴覚障害者の範囲

現在の身体障害者福祉法による聴覚障害の認定は純音による聴力検査と語音明瞭度検査の結果により判定されており、2006年の調査によりますと聴覚・言語障害による身体障害者手帳の保持者は34万人と報告されております。(第1回検討会資料では、聴覚・言語障害者数は45.2万人) この聴覚・言語障害者の数は人口比にすると約0.3%であり、世界保健機関(WHO)の2005年報告の人口比4.3%、2013年報告の人口比5.2%(いずれも聴覚障害者数で、言語障害の方は含んでいないと思われます)と比較して極めて低い数値であります。この極端に低い数値の最大の理由は、WHOが純音聴力レベル41デシベル以上を聴覚障害としているのに対して、我が国が純音聴力70デシベル以上を聴覚障害としていることに起因していると考えます。

また、純音聴力レベル等による検査方法ではなく、難聴またはおそらく難聴と思っ
聴覚障害者の割合について、日本補聴器工業会などが実施した「JapanTrak (ジャパ
ントラック)2012」が以下の調査結果を発表しています。



聴覚障害に関する福祉サービスは、ほとんどがニーズアセスメントではなく手帳制度で運営されています。そのため、手帳取得に係る障害認定が聴覚障害者の範囲を決め、利用サービスの内容を決めます。これからの福祉サービス利用が手帳制度によるのかニーズアセスメントによるのかは、今後議論されていくと思いますが、現行の障害認定の基準をWHOの基準並みに改定することが

当面の急務と考えます。

2. 聴覚障害者の障害程度

現行の身体障害者福祉法における聴覚障害程度等級表は2級から6級に区分されていますが、日本の障害程度等級は、きこえの程度ではなく労働能力喪失率に基づいて設定されていると考えられます。(添付資料参照) 聴覚障害者の日常生活を考えた場合、労働能力喪失の割合で障害程度を決定する合理的根拠はなく、障害の程度を生活の質(QOL)の観点から見直し、QOL向上に重点をおいた福祉サービスへの転換が求められます。

障害程度に関しましては、WHOが純音の聴力レベル26-40 dBを「Slight Impairment」とし、医師との相談・補聴器使用推奨、41-60 dBを「Moderate Impairment」とし、補聴器の常時使用推奨、61-80 dBを「Severe Impairment」とし、補聴器使用、手話・読話の習得推奨、81 dB以上を「Profound Impairment」とし、補聴器の効果制限的、手話・読話必須、としていることを参考にすべきと考えます。

3. 聴覚障害の認定方法

聴覚障害の認定については、現行の純音による聴力検査と語音明瞭度検査の結果により判定することは現実的と考えます。地域での認定医の数は限定されており、通院・待機時間等の負担も考え、障害認定の方法は申請者に過重な負担をかけない合理的なものであるべきと考えます。

なお、聴覚に係る検査は、新生児スクリーニングは新生児の6-7割にまで普及していると聞いていますが、児童・生徒に関しては聴力検査が就学時、小学校4年・6年、中学校・高等学校2年しか義務付けられておらず、障害の早期発見・早期対応を

困難にしています。また、職場での健康診断では、1000Hz・4000Hz で聴力検査をし、異常者に防音室での精密な聴力検査を行うようなガイドがなされていますが、そのような検査を受けるためには、地域の医院・病院に出向く必要があります。

検討会での議論は、あくまでも手帳の認定の範囲に限られるのかもしれませんが、教育現場、労働現場での聴覚障害の早期発見・早期対応の課題との整合性も求められると考えます。聴覚障害認定に関する踏み込んだ議論を是非お願いいたします。

以上

添付資料：

「身体障害者福祉法における聴覚障害の定義と労働基準法における聴覚障害等級との比較」

身体障害者福祉法における聴覚障害の定義と労働基準法における聴覚障害等級との比較

級	身体障害者福祉法における聴覚障害程度等級表		級	労働基準法施行規則による聴覚障害等級	労働能力喪失率
	標準純音聴力検査による場合	聴取距離による場合			
2	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの	両耳全ろう	4	両耳を全く聾した者	92%以上
3	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの	耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの			
4	両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの	耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの	6	両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になつたもの、または一耳を全く聾し他耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では尋常の話声を解することができない程度になつたもの	67%以上
6	両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの	40 cm以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの	7	両耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では尋常の話声を解することができない程度になつたもの、または一耳を全く聾し他耳の聴力が一メートル以上の距離では尋常の話声を解することができない程度になつたもの	56%以上
			9	両耳の聴力が1m以上の距離では尋常の話声を解することができない程度になつたもの 一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり他耳の聴力が1m以上の距離では尋常の話声を解することが困難である程度になつたもの 一耳を全く聾したもの	35%以上